

障害者虐待対応研修

－ 「事例集」を活用してみよう －
(事例7から)

- ◆ 神奈川県では、県障害者自立支援協議会権利擁護部会が中心となり、平成29年3月「障害者虐待対応事例集」を作成しました。
- ◆ この事例集は、養護者による障害者虐待 6事例、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 8事例、使用者による障害者虐待 4事例の計18事例について、通報の受理から緊急性判断、事実確認調査、支援の実施といった対応経過に沿った流れを掲載しています。
- ◆ 今回は、その中から「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」について、事例7を取り上げ、職員研修等での活用例として作成しました。

1. 「障害者虐待」とは

「障害者」の定義

障害者虐待防止法における、「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」と定義されています。同号では、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、「障害者」であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です。）。また、ここでいう「障害者」には18歳未満の者も含まれます。

☞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

※「障害者」の定義について伝えて下さい。

【ポイント】

☞ 障害者手帳を取得していない方も含まれます。

1. 「障害者虐待」とは

養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

⇒ 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

※ 養護者、について伝えてください。

【ポイント】

⇒ 障害者虐待防止法では、障害者虐待を、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び、③使用者による障害者虐待の3つの種類に分けています。

1. 「障害者虐待」とは

虐待類型	該当する行為
①身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。
②性的虐待	性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）。
③心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
④放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
⑤経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

⇒ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

※ 虐待の類型について伝えてください。

【ポイント】

⇒ 障害者虐待防止法では、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つが虐待類型として示されています。

1. 「障害者虐待」とは

虐待類型	具体的な例
①身体的虐待	・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
②性的虐待	・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面のぞいたり映像や画像を撮影する
③心理的虐待	・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
④放棄・放置	・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
⑤経済的虐待	・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

☞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

※ 具体的な例を示しながら伝えてください。

【参考】 障害者虐待防止における虐待防止法制の対象範囲（法別・年齢別整理）

所在地 年齢	在宅 （養護者 ・保護者）	福祉施設					企業	学校 病院 保育所		
		障害者総合支援法	介護保険法等	児童福祉法						
		障害福祉サービス事業所 （入所系、日 中系、訪問 系、GH等含 む）	相談支援 事業所	高齢者施設 （入所系、 通所系、 訪問系、 居住系 等含む）	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所 施設等 ※3	障害児 相談支援 事業所			
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 （都道府県） ※1	障害者虐待防 止法 ・適切な 権限行使 （都道府県市 町村）	障害者虐待防 止法 ・適切な 権限行使 （都道府県市 町村）	-	障害者虐待防 止法 （省令） ・適切な権限 行使 （都道府県・ 市町村） 【20歳 まで】 ※2	改正児童福 祉法 ・適切な権 限行使 （都道府 県） ※4	障害者虐待防 止法 （省令） ・適切な権 限行使 （都道府県・ 市町村）	障害者虐待防 止法 ・適切な 権限行使 （労働局）	障害者虐待防 止法 ・間接的防止 措置 （施設長）	
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 （市町村）			【特定疾病 40歳以上】						
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 （市町村）			高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行 使（都道府県・ 市町村）						

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみのみ
- ※3 小規模住居児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

⇒ 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

- ◆ 今回の事例は、短期入所施設における、小学校低学年の女兒への虐待事例です。
- ◆ 短期入所施設は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所であり、障害者虐待防止法で対応することとなります。

2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の事例

被虐待者（虐待を受けた人）

年齢	小学校低学年
性別	女性
障害の状況	身体障害（肢体不自由） 知的障害（A2）



加害者

年齢	50歳代
性別	女性
役職等	短期入所施設看護師



※ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待の事例として、情報を伝えてください。

- ◆ 被虐待者（虐待を受けた人）は、小学校低学年で、身体障害（肢体不自由）と知的障害のある女兒です。
- ◆ 加害者は、50歳代で、短期入所施設の女性看護師です。
- ◆ この看護師が女兒に暴言を浴びせているのを目撃したとの匿名の通報が市町村虐待防止センターに入った事例です。

2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の事例

加害者

年齢	50歳代
性別	女性
役職等	短期入所施設看護師



- ▶ 同居する母親の介護が必要となり、20年間勤めた総合病院を退職し、看護師として夜勤のない当該事業所へ1年前ほど前から勤務している。
- ▶ この1年間、同僚だった看護師2名が退職し、2ヶ月前から新しい看護師が1名配属され、その看護師へ指導しなければならない。
- ▶ 同じことを繰り返す利用者への支援方法について、生活支援員と意見が合わない。

※ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待の事例として、情報を伝えてください（想像で情報を付け加えて構いません）。

- ◆ 同居する母親の介護が必要となり、20年間勤めた総合病院を退職し、看護師として夜勤のない当該事業所へ1年前ほど前から勤務しています。
- ◆ この1年間、同僚だった看護師2名が退職し、2ヶ月前から新しい看護師が1名配属されており、その看護師へ指導するよう上司から言われています。
- ◆ また、当該事業所は重度の障害者が多数おり、利用者への支援方法について、施設内で支援検討会議等行うが、生活支援員と意見が合いません。

2. 通報・相談等の受理



- ▶ 市町村障害者虐待防止センターに匿名の電話で通報が入る。
- ▶ 内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女兒に暴言を浴びせているのを目撃した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女兒で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。

※ 対応の経過を伝えてください。

- ◆ 障害者福祉施設従事者等による通報・届出窓口である、市町村障害者虐待防止センターへ匿名で通報の電話が入りました。
- ◆ 内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女兒に暴言を浴びせているのを目撃した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女兒で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。

【ポイント】

- ☞ 障害者福祉施設従事者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない（障害者虐待防止法（以下、法）第6条）。
- ☞ 虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに通報しなければならない（法第7条1項）。
- ☞ 障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと（法第16条第4項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除きます。）

2. 緊急性の判断

- ▶ 市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。被害者、加害者が不明なため、事業所に当面の短期入所利用予定を確認することとした。
- ▶ 市町村障害福祉主管課から管理者に連絡。今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのこと。
- ▶ 通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日後までは被害の可能性はないと判断した。



※ 対応の経過を伝えてください。

- ◆ 通報を受けた市町村障害福祉主管課は、通報等の内容を詳細に検討し、緊急性の判断を行います。
- ◆ まずは、被害者を守ることが1番です。
- ◆ この事例では、この段階で被害者、加害者が不明なため、施設に当面の短期入所利用予定を確認することとしました。
- ◆ 被害者は短期入所を利用している女兒だという通報内容であったため、市町村障害福祉主管課から施設の管理者へ連絡し、今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのことを確認しました。
- ◆ 通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日間は被害の可能性はないと判断しました。

2. 安全確認・事実確認の状況

- ▶ 市町村障害福祉課職員3名（課長補佐、保健師、ケースワーカー職）が施設を訪問。
- ▶ 管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聴き取り調査を行った。
- ▶ 聴き取りの結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員がおり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明した。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認された。

※ 対応の経過を伝えてください。

- ◆ 市町村障害福祉課職員3名（課長補佐、保健師、ケースワーカー職）が施設を訪問し、施設の管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聴き取り調査を行いました。
- ◆ 聴き取り調査の結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員がおり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明しました。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認されました。

【ポイント】

- ☞ 障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができる」と規定されています（障害者総合支援法第110条、第111条）。

2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の事例

被虐待者（虐待を受けた人）

年齢	小学校低学年
性別	女性
障害の状況	身体障害（肢体不自由） 知的障害（A2）



加害者

年齢	50歳代
性別	女性
続柄・役職等	看護師



バカ！
そんなことしてたら
ブスになるよ！

※ 調査内容を伝えてください。

- ◆ 事業所及び市町村障害福祉主管課の調査により、短期入所利用中の本人に対し、看護師が頭を叩く、「バカ」「そんなことしてたらブスになるよ」など暴言を吐くなどの虐待を繰り返していたことが判明した。

3. グループワーク

～楽しくグループワークを行うために～

- ▶ グループメンバーとの意見の違いを知りましょう
- ▶ グループメンバーと協力し 人任せにしない
- ▶ 1人で話をし続けたい
(他のグループメンバーも話せるように)
- ▶ セッションの時間を意識する
- ▶ 行き詰った時は 深呼吸する
- ▶ 笑顔や拍手を大切に

☞ 神奈川県相談支援従事者初任者研修資料より作成

※ グループワークのルールを伝えてください。

- ◆ グループメンバーとの意見の違いを知りましょう。ひとそれぞれ意見が違うのは当たり前です。
- ◆ グループメンバーと協力し、人任せにしないようにしましょう。積極的に発言してください。
- ◆ 一人で話をし続けたいないようにしましょう。他のグループメンバーも話せるように1人2分間を意識しましょう。
- ◆ セッションの時間を意識しましょう。お互いのやりとりを楽しみましょう。
- ◆ 行き詰った時は 落ち着くためにも深呼吸し、一呼吸おきましょう。
- ◆ 笑顔や拍手を大切にしましょう。笑顔で話を聞くことを心掛け、1人が話し終わったら拍手をしましょう。

3. グループワーク ～1人3分間を目安に～

▶グループ内で話してみましよう。

- ① どの虐待が考えられるか
身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、
放棄・放置、経済的虐待
- ② 女兒の気持ち
- ③ 看護職員の気持ち
- ④ 周りにいた職員の気持ち
- ⑤ 周りにいた利用者の気持ち
- ⑥ 事例における職場環境 など



※①から⑥について、各グループごと1人1人に話してもらいます。

※ひと通り話し終わったら、次へ進みます。

4. 事実確認結果

- ▶ 加害者本人に聴き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近では丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまふ。」と通報内容を認める説明があった。
- ▶ 加害者が本人に対し、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」などと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告した。

※ 事実確認の結果を伝えてください。

- ◆ 加害者とされる看護職員へ聴き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近では丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまふ。」と通報内容を認める説明がありました。
- ◆ また、加害者は「本人が言うとおりに動かないときに、たしなめるために発言した。」と釈明しました。
- ◆ 市町村障害福祉課は、加害者が女兒に対して、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」などと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告しました。

4. 評価

評価すべき点	匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかったが、事業所に調査を実施し、加害者と被害者の特定に至った。
課題点、反省点など	事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが通報には至らなかった。

※ 評価すべき点と課題点、反省点などを伝えてください。

- ◆ この事例の評価すべき点として、匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかったが、事業所に調査を実施し、加害者と被害者の特定することができました。
- ◆ また、課題点、反省点として、事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが市町村虐待防止センターへの通報には至っていませんでした。

【ポイント】

- ☞ 繰り返しになりますが、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない（法第7条1項）とされています。

5. グループワーク ～1人3分間を目安に～

▶グループ内で話してみましよう。

- ⑦ 自分が通報することについて
- ⑧ 自分が虐待をしないために日頃から心がけていること
- ⑨ 風通しのよい職場づくりのために日頃から心がけていること
- ⑩ 研修の感想 など



※⑦から⑩について、各グループごと1人1人に話してもらいます。

<⑧例>

- イライラした時は、ひとまず深呼吸をするようにしている。
- 誰に見られてもいい支援をしている。
- 複数の職員で支援するようにしている。
- 相手がどう思うか考えてから、言葉にするようにしている。など

<⑨例>

- 職員同士、話しやすい雰囲気づくりをしている。
- 困った時に、職員同士で協力できるようにしている。
- 月1回程度、短時間であるが、研修の機会を設けている。
- 実習生を受け入れている。
- 利用者家族の集う場を設けている。など

【ポイント】

- ☞ ⑧と⑨について、いくつかのグループに発表してもらうなど、日頃行っているよい支援（事業所の強み）を共有することで、受講者同士が前向きな気持ちになれることが大切です。

6. 事例の総括・助言

- ▶ 虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。「しつけのために叩いた」とか「（他害行為がある障害者に対して）暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。
- ▶ 障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

※ 事例の総括を伝えてください。

- ◆ 虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。「しつけのために叩いた」とか「（他害行為がある障害者に対して）暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。
- ◆ 障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

6. 事例の総括・助言

- ▶ 知的障害等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を第三者に説明したり、訴えたりすることができません。
- ▶ 障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。例えば、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってもらえないのか、いつも職員の感情を押し量りながら頼んでいた。」と言う人もいます。
- ▶ サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、「これを言ったら、疑い深い家族と思われませんか。それぐらいなら我慢しよう。」と、職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられます。

☞市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

※重要な点として伝えてください。

- ◆ 知的障害等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないため、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明したり、訴えたりすることができません。
- ◆ また、入所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。例えば、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってもらえないのか、いつも職員の感情を押し量りながら頼んでいた。」と言う人もいます。
- ◆ さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、障害者福祉施設等に不信を感じた場合でも、「これを言ったら、疑い深い家族と思われませんか。それぐらいなら我慢しよう。」と、障害者福祉施設等の職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられます。

障害者虐待対応事例集



- ▶ 事例集の活用にあたっては、最初から通して読まなくてもご利用いただけます。
- ▶ 支援の方法や方針を検討する際にこの事例集をご利用ください。

ホームページ『障害者虐待防止・権利擁護のために』URL
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f420445/index.html>



QRコード

風通しのよい職場環境づくりを
みんなで心がけましょう。

※ 他の事例があります。障害者虐待対応事例集をご利用ください。

神奈川県障害福祉課作成（平成31年4月1日現在）

● 各市町村虐待防止センター連絡先一覧（養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）

市町村名	名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住 所		
1 横浜市	横浜市障害者虐待防止センター (横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課)	045-662-0355 (虐待通報専用ダイヤル)	045-671-3566 (虐待通報専用FAX)	045-662-0355 (虐待通報専用ダイヤル)	231-0017	横浜市中区港町1-1		
2 川崎市	川崎区地域みまもり支援センター高齢・障害課	044-200-0193 (虐待通報専用ダイヤル)	044-200-3610 (虐待通報専用FAX)	044-200-0193 (虐待通報専用ダイヤル)	210-8570	川崎市川崎区重田町8		
	大野地区健康福祉ステーション				210-0812	川崎市川崎区東門前2-1-1		
	田島地区健康福祉ステーション				210-0852	川崎市川崎区扇町2-3-7		
	幸区地域みまもり支援センター高齢・障害課				212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1		
	中原区地域みまもり支援センター高齢・障害課				211-8570	川崎市中原区小杉町3-245		
	高津区地域みまもり支援センター高齢・障害課				213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1		
	宮前区地域みまもり支援センター高齢・障害課				216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5		
	多摩区地域みまもり支援センター高齢・障害課				214-8570	川崎市多摩区豊戸1775-1		
麻生区地域みまもり支援センター高齢・障害課	215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1						
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課				212-0013	川崎市幸区川町500番地995号 1317西館10階 (郵便物送付先) 〒210-8577 川崎区宮本町1番地			
3 相模原市	相模原市健康福祉局福祉部障害政策課 (施設従事者等・使用者による虐待)	042-707-7055	042-759-4395	042-754-1111 (市役所代表電話)	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館4階		
	相模原市健康福祉局福祉部福祉課相談課 【緑区橋本・大沢地区】(養護者/使用者による虐待)	042-775-8810	042-775-1750		252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階		
	相模原市健康福祉局福祉部城山保健福祉課 【緑区城山地区】(養護者/使用者による虐待)	042-783-8136	042-783-1720		252-0105	相模原市緑区久保沢2-26-1 城山保健福祉センター1階		
	相模原市健康福祉局福祉部津久井保健福祉課 【緑区津久井地区】(養護者/使用者による虐待)	042-780-1412	042-784-1222		252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階		
	相模原市健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課 【緑区相模湖地区】(養護者/使用者による虐待)	042-684-3216	042-684-3618		252-5162	相模原市緑区与野096 相模湖総合事務所2階		
	相模原市健康福祉局福祉部相模野保健福祉課 【緑区相模野地区】(養護者/使用者による虐待)	042-687-5511	042-687-5688		252-5152	相模原市緑区小沼2000 相模野総合事務所2階		
	相模原市健康福祉局福祉部中央障害福祉相談課 【中央区】(養護者/使用者による虐待)	042-769-9266	042-755-4888		252-5277	相模原市中央区富士見4-1-1 ちほらさがみほらA館1階		
	相模原市健康福祉局福祉部南障害福祉相談課 【南区】(養護者/使用者による虐待)	042-701-7722	042-701-7705		252-0303	相模原市南区相模大野4-22-1 南保健福祉センター3階		
	4 横須賀市	横須賀市福祉部障害福祉課	046-822-8249		046-825-6040	046-822-4000	228-8550	横須賀市小川町11
	5 平塚市	平塚市福祉部障がい福祉課	0463-21-8774		0463-21-1213	0463-23-1111	254-8686	平塚市連防町9番1号
6 鎌倉市	鎌倉市健康福祉部障害福祉課	0467-61-3975	0467-25-1443	0467-23-3000	248-8686	鎌倉市御成町18番10号		
7 藤沢市	藤沢市福祉健康部障がい福祉課	0466-50-3528	0466-25-7822	0466-25-1114	251-8601	藤沢市朝日町1番地1		
8 小田原市	小田原市福祉健康部障がい福祉課	0465-33-1467	0465-33-1317	0465-33-1822	250-8555	小田原市辰渡300番地		
9 茅ヶ崎市	茅ヶ崎市福祉部障害福祉課	0467-82-1111	0467-82-5157	0467-82-1111	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1		
10 沼津市	沼津市福祉部障がい福祉課	046-872-8114	046-873-4520	046-873-1111	249-8686	沼津市沼津5-2-16		

※ 県内の各市町村虐待防止センターの連絡先一覧について周知してください。

※ 通報先は、利用者の支給決定市町村になります。

市町村名	名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住 所
11	三浦市 三浦市保健福祉部福祉課	046-882-1111	046-881-0148	046-882-1111	238-0298	三浦市城山町1-1
12	豊野市障害者権利擁護センター ライツほだの 豊野市障害福祉課	0463-79-5028	0463-79-5032	0463-79-5028	257-0035	豊野市本町2-1-24
		0463-82-7616	0463-82-8020	0463-82-5111	257-8501	豊野市桜町1-3-2
13	厚木市 厚木市権利擁護支援センター	046-225-2939	046-225-3036	046-225-2939	243-0018	厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター5階 厚木市社会福祉協議会内
14	大和市 大和市障害者虐待防止センター	046-263-1932	046-263-1935	046-263-1932	242-0004	大和市鶴間1-19-3 大和市障害者自立支援センター内
15	伊勢原市 伊勢原市保健福祉部障がい福祉課	0463-94-4721(直)	0463-95-7612	0463-94-4711	259-1188	伊勢原市田中348番地
16	海老名市 海老名市保健福祉部障がい福祉課	046-235-4812	046-233-5731	046-231-2111	243-0492	海老名市鶴瀬175-1
17	座間市 座間市福祉部障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043	046-255-1111	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1
18	南足柄市 南足柄市福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545	0465-74-2111	250-0192	南足柄市関本440
19	綾瀬市 綾瀬市障害者虐待防止センター	0467-70-5623	0467-70-5702	0467-77-1111	252-1192	綾瀬市早川550
20	粟山町 粟山町福祉部福祉課	046-876-1111	046-876-1717	046-876-1111	240-0192	三浦郡粟山町堀内2135
21	【開庁時間】 寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当 【閉庁時間】 寒川町役場 警備室	0467-74-1111	0467-74-5613	0467-74-1111	253-0196	高座郡寒川町宮山165番地
22	大磯町 大磯町民福祉部福祉課障がい福祉係	0463-73-4530	0463-73-1285	0463-61-4100	259-0111	中郡大磯町国府本郷1196
23	二宮町 二宮町健康福祉部福祉課福祉課	0463-71-3311	0463-73-0134	0463-71-3311	259-0196	中郡二宮町二宮961番地
24	中井町 中井町福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657	0465-81-1111	259-0197	足柄上郡中井町比奈原56
25	大井町 大井町介護福祉課	0465-83-8024	0465-83-8016	0465-83-1311	258-8501	足柄上郡大井町金子1995番地
26	松田町 松田町福祉課	0465-83-1228	0465-44-4685	0465-83-1228	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037
27	山北町 山北町福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171	0465-75-1122	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4
28	開成町 開成町保健福祉部福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433	0465-83-2331	258-8502	足柄上郡開成町延沢773
29	箱根町 箱根町福祉部福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124	0460-85-7111	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256番地
30	真鶴町 真鶴町健康福祉課	0465-68-1131 内線242	0465-68-5119	0465-68-1131	259-0202	足柄下郡真鶴町前244番地の1
31	湯河原町 湯河原町社会福祉課	0465-63-2111	0465-63-2940	0465-63-2111	259-0392	足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
32	愛川町 愛川町福祉支援課	046-285-6928	046-285-6010	046-285-2111	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1
33	清川村 清川村保健福祉課福祉係	046-288-3861	046-288-2025	046-288-1211	243-0195	愛甲郡清川村塚ヶ谷2216番地

●県障害者権利擁護センター連絡先（使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）

名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住 所
1 神奈川県障害者権利擁護センター (特許) 神奈川県障害者自立生活支援センター	046-265-0604	046-265-0664	046-265-0604	243-0035	厚木市愛甲1-7-6